

小児慢性特定疾病自立支援事業からのお知らせ

子ども医療受給者証をお持ちの方は、小児慢性受給者証を利用して支払った金額が戻ってきます。各区の子育て支援課への申請が必要です。

子ども医療受給者証の『払い戻し助成』というもので、静岡市のホームページ『子ども医療費助成制度』に詳しく載っています。

以下は、上記の静岡市ホームページ 子ども医療費助成制度から一部抜粋したものです。
(赤字は、アグネス静岡が加工しました)

R1年8月16日時点のものですので、申請される方はホームページで最新の情報をご確認ください。わからないことがありましたら、アグネス静岡にもお気軽に問い合わせください。

【申請による「払い戻し助成」を受ける場合】

(1)次の場合は、各区の福祉事務所子育て支援課へ申請して医療費助成を受けてください。

- 1)受給者証の交付前に受診したとき。
- 2)静岡県外の医療機関等で受診した場合。
- 3)夜間・休日等の時間外に、受給者証を使用することができない医療機関等で受診(通院に限る。)した場合。
- 4)保険診療給付に準じて行われる、補装具・コレセット・弱視矯正用メガネ・はり灸師の施術などの支払い。
- 5)自立支援医療(育成医療・精神医療)・**小児慢性特定病医療などの公費負担医療において徴収された自己負担金**。
- 6)訪問看護・電話再診・またその他、やむを得ない理由などにより受給者証を提出できず受診した場合。

(2)申請に必要なもの

- 1)子ども医療費受給者証
- 2)健康保険証（子どもの氏名が記載されているもの）
- 3)認め印（スタンプ式は不可）
- 4)助成金の振込先口座(受給者証に記載された保護者名義の金融機関の通帳またはキャッシュカード)※ただし、貯蓄口座と積立口座は除く。

5) 領収証書(医療機関、処方箋薬局、補装具作製業者等)

※ただし、「受診した子どもの氏名」、「受診日(受診期間)」、「医療機関等の領収印」、「保険診療分の金額(または点数)」が明記された領収証書に限ります。

※高額療養費や付加給付金などが世帯合算の場合は、合算者の領収書も必要となります。

6) 補装具・コルセット等の支払いにかかる助成については、上記 1) ~ 4) と更に「医師の補装具装着必要証明書(診断書)」、「保険給付金の額が確認できる書類」、「業者の代金領収書」が必要です。

7) 長期入院や家族合算医療費が高額になったとき、医療機関へ 10 割を支払ったときなどで、加入の健康保険から「高額療養費」、「付加給付金」、「保険給付費」が支払われる場合があります。加入の健康保険から送付されてくる「保険給付金の支払決定通知書」を上記 1) ~ 5) と一緒に提出してください。

8) 他の医療制度の受給者証をお持ちの方は、受診時に医療機関へ提示した受給者証をお持ちください。

※他の医療制度 → 自立支援医療、小児慢性特定病医療など

(3) 申請の期限等

払い戻し助成申請書は、受診された月の翌月以降から 12 か月以内に、その 1 か月分にかかった医療費をまとめてから提出してください。(12 か月を超えると申請書の受付ができません。)

<例> 平成 28 年 4 月に受診した分の申請期間は、平成 28 年 5 月から平成 29 年 4 月末日までです。

(静岡市ホームページより一部抜粋)